

機関名

川崎市

発生・ 受信月日	調査月日	発 生 場 所			事故区分			措置機関名 ①調査 ②回収等対策 ③工場等指導	原因者 判明区分	事故概要及び措置概要 (被害の程度を含む)	原因者に対す る措置 原因者の措置 の概要等
		水域名	派川名	場所等	魚 死 亡	油 浮 遊	そ の 他				
7/2 ・ 7/2	7/2	東京湾	塩浜運河	川崎区 水江町			○	① 消防局 環境局環境対策推進課 ② 消防局 ③ 環境局環境対策推進課	判明 不明	事業者から冷媒がタンクから漏洩し、土 壌接触したと連絡があった。覚知後は受け 缶を設置して対応した。事業者に対し、再 発防止策等を記載した報告書を提出するよ う指導した。	関係機関が指 導を行った。
7/7 ・ 7/7	7/7	東京湾	塩浜運河	川崎区 水江町			○	① 環境局環境対策推進課 消防局 ② 消防局 ③ 環境局環境対策推進課	判明 不明	事業者から油がタンクから漏洩し、鉄板 養生の隙間から土壌へ浸透した可能性があ ると連絡があった。事業者に対し、再発防 止策等を記載した報告書を提出するよう指 導した。	関係機関が指 導を行った。
7/11 ・ 7/11	7/11	多摩川	宮内排水 樋管	中原区 宮内			○	① 環境局環境保全課 環境対策推進課 上下水道局下水道水質課 中部下水道管理事務所 国土交通省京浜河川事務所 ② 上下水道局中部下水道管理事務所 ③ なし	判明 不明	京浜河川事務所から白濁水が宮内排水樋 管から流出していると連絡があり、現地調 査を行ったが、発生源の特定には至らなか った。原因者となり得る周辺の事業者に対 し、注意喚起を行った。	
7/29 ・ 7/29	7/29	鶴見川	有馬川	宮前区 有馬			○	① 環境局環境保全課 上下水道局西部下水道事務所 ② 上下水道局西部下水道事務所 ③ なし	判明 不明	市民から白濁水が有馬川に流入する雨水 管から流れていると通報があり、現地調査 を行ったが、発生源の特定には至らなか った。	
8/7 ・ 8/7	8/7	東京湾	塩浜運河	川崎区 水江町			○	① 環境局環境対策推進課 ② なし ④ 環境局環境対策推進課	判明 不明	事業者から油が配管から漏洩し、土壌接 触したと連絡があった。漏洩した油は事業 者が回収した。事業者に対し、再発防止策 等を記載した報告書を提出するよう指導し た。	関係機関が指 導を行った。

発生・ 受信月日	調査月日	発 生 場 所			事故区分			措置機関名	原因者 判明区分	事故概要及び措置概要 (被害の程度を含む)	原因者に対す る措置 原因者の措置 の概要等
		水域名	派川名	場所等	魚 死 亡	油 浮 遊	そ の 他	①調査 ②回収等対策 ③工場等指導			
8/12 ・ 8/13	8/12	東京湾	水江運河	川崎区 夜光		○		① 消防局臨港消防署 港湾局港湾管理課 港営課 環境局環境対策推進課 海上保安署 神奈川県臨港警察署 ② 消防局臨港消防署 港湾局港湾管理課 港営課 ③ 環境局環境対策推進課	判明 不明	事業者から水江運河で油が浮いていると連絡があった。原因は前日に物揚場で行われた燃料タンクから発電機への燃料移送作業中に発生したオーバーフローが考えられる。事業者に対し、再発防止策等を記載した報告書を提出するよう指導した。	関係機関が指導を行った。
8/28 ・ 8/28	8/28	多摩川	宮内排水 樋管	中原区 宮内		○		① 環境局環境保全課 環境対策推進課 上下水道局下水道水質課 中部下水道管理事務所 国土交通省京浜河川事務所 ② 上下水道局中部下水道管理事務所 ③ なし	判明 不明	京浜河川事務所から油が宮内排水樋管から流出していると連絡があり、現地調査を行ったが、発生源の特定には至らなかった。なお、油はオイルマット等で回収した。	
8/30 ・ 9/1	8/30	東京湾	塩浜運河	川崎区 東扇島			○	① 環境局環境対策推進課 ② 消防局 神奈川県警察 ③ 環境局環境対策推進課	判明 不明	事業者から事業所敷地内で油が漏洩し、土壌接触したと連絡があった。事業者に対し、再発防止策等を記載した報告書を提出するよう指導した。	関係機関が指導を行った。
9/9 ・ 9/9	9/9	東京湾	大師運河	川崎区 浮島町			○	③ 環境局環境対策推進課 ④ なし ② 環境局環境対策推進課	判明 不明	事業者から油が配管から漏洩し、土壌接触したと連絡があった。漏洩した油は事業者が回収した。事業者に対し、再発防止策等を記載した報告書を提出するよう指導した。	関係機関が指導を行った。
9/26 ・ 10/16	10/16	東京湾	大師運河	川崎区 浮島町			○	① 環境局環境対策推進課 ② なし ⑤ 環境局環境対策推進課	判明 不明	事業者から油添加剤が配管から漏洩し、土壌接触したと連絡があった。漏洩した油は事業者が回収した。事業者に対し、再発防止策等を記載した報告書を提出するよう指導した。	関係機関が指導を行った。
合 計					0	2	8				